

司法保護の再検討

—宮城長五郎・森山武市郎を中心として—

○ 専修大学 氏名 副島 望 (7664)

キーワード3つ：司法保護・社会事業・刑事政策

1. 研究目的

「更生保護」という用語は昭和 25 (1950) 年の更生緊急保護法の施行より使われるが、それより以前は「司法保護」という用語が使われていた。この「司法保護」という用語は大正 8 (1919) 年に「少年保護」と「釈放者保護」とを総称する用語として宮城長五郎によって命名された。昭和 14 (1939) 年に司法保護事業法が制定され、司法保護とは「起訴猶予者、刑執行猶予者、刑執行停止者、刑執行免除者、仮釈放者、満期釈放者及び少年法により保護処分を受けた者等の保護をなす事業、および上記の業に関し指導、連絡又は助成を為す事業」とされている。

近年刑務所は、出所後の生活が安定せず、生活難から再び犯罪を繰り返す累犯受刑者の増加という「治安の最後の砦」としての役割と同時に最後のセーフティネットとして機能しているということが指摘されている。そのため更生保護と社会福祉の連携が試みられているが、本研究ではなぜそもそも矯正施設から出た後の生活支援が社会福祉ではなく刑事政策の分野に組み込まれているのかを、更生保護の歴史を振り返って検討する。

2. 研究の視点および方法

社会事業法が制定されたのは昭和 13 (1938) 年であるが、その対象に司法保護は含まれていない。司法保護は社会事業法の一分野として分類されるのではなく独立の法によって規定され、いわば他の社会事業とは異なり特別な位置にある。この理由を探るために、司法保護の創設、発展に深く関わった宮城長五郎と森山武市郎による司法保護観を見ていくが、特に社会事業との相違に注目する。

3. 倫理的配慮

本研究は日本社会福祉学会の研究倫理指針に即し、引用の箇所の指定、著作権の保護、原典主義に配慮したものである。

4. 研究結果

宮城長五郎は (1927) 「刑事政策」(長谷川良信編纂『社会政策体系第 7 巻』所収) で、犯罪の原因に貧困があり防貧・救貧事業に犯罪減少の効果があることを認めながらも、これ

は貧窮を救った結果として犯罪の減少が見られたのであって、刑事政策とは異なるとする。しかしながら犯罪者の状況を考慮に入れ、刑罰を科すよりも起訴猶予・執行猶予を与えかつ慈善を施す方が明確に犯罪減少の効果があると判断した上で、刑の執行を差し控えて慈善救済を与えることは、この場合の慈善救済は刑事政策の部類に属するとしている。司法保護には刑事政策と慈善救済策が交錯することを指摘するが、「犯罪防止」の目的でなされたものは慈善救済であっても、それは刑事政策に属するのである。宮城はこれまでの自分の経験から、「保護は先づ第一には防犯、第二には更生」（『戦争と犯罪者』座談会）（1937）『文藝春秋』15巻12号）が目的であるとする。つまり、第一の目的は防犯であって対象者の福祉ではない。ここに司法保護が社会福祉ではなく刑事政策に含まれる理由の一つがあると考えられる。

森山武市郎は『司法保護事業概説』（1941）で司法保護がまだ出獄人保護事業や免囚保護事業という名で民間によって担われていた時、社会事業の一種として考えられており、その後司法保護事業法の制定に至ったことで司法保護は社会事業に対して完全に独立したとする。つまり、司法保護の起源は社会事業的なものであったが、発展するにつれ刑事政策の分野として確立したとしている。司法保護と社会事業は「隣接領域」であり、両者の間には極めて緊密な「相関関係」が存在し、実務上両方の領域において活動する者も多いということを指摘しながらも、司法保護は社会事業ではなく刑事政策であるという認識である。

宮城、森山ともに司法保護が刑事政策に属する理由は、その目的が「再犯の防止」であることを根拠にしている。このほかに、民間の慈善団体が主体になることができる社会事業とは異なり、司法保護は国家の管轄下に置き、総力戦のための戦力確保を天皇制慈恵主義で以て刑余者を「有意義」に活用しようとしたということも指摘できる。

5. 考察

宮城・森山の見解によると、司法保護は社会事業でありながら、対象者の福利の向上よりも再犯防止という観点が重要視されるので、社会事業ではなくむしろ刑事政策の分野にも含まれる。司法保護はいわゆる「前科者」というイノセントではない者も救済の対象にすることの正当性を天皇制慈恵主義に求めていた。「再犯防止」という目的を第一にすることで累犯受刑者の問題を解決することができるのか、福祉が再犯防止という目的のために対象者に援助することの問題点と併せて、天皇制慈恵主義や「再犯防止」に代る理念を探らなければならないが、それには少年保護の理念が一つの参考になるのではないかと思われる。わが国における「保護」は、少年保護の理念から出発したものであることから（森山武市郎先生遺徳顕彰の会編集（1969）『司法保護の回顧＝森山武市郎先生顕彰録』）、少年保護の理念の中に、現在の成人の更生保護と社会福祉の連携に資するような何らかの見解が得られるのではないか。